

第 4 1 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 平成 2 9 年 6 月 2 8 日 (水)

本会議休憩中

と ころ 第 1 委 員 会 室

付議事項

1 平成 2 9 年 第 2 回 (6 月) 定例会に関する事項について

(1) 委員会条例の改正について

組織条例の改正に伴い、総務文教常任委員会の所管のうち「成長戦略室」を「大学推進室」に変更する。

全議員一致議案として、副議長が提出者、議運の委員全員が賛成者となり、6 月 2 8 日の本会議に提出し、委員会付託を省略し即決する。

○申し合わせ事項

(全議員一致の議案の提出者等)

2 7 議員提出の議案のうち、全議員一致の議案については、副議長が提出者、議運の委員全員が賛成者となり、本会議に提出する。この場合、事前に全協で了解を求める。

議員提出議案第 号

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 月 日提出

提出者 山陽小野田市議会議員 三 浦 英 統
賛成者 山陽小野田市議会議員 大 井 淳一朗
〃 山陽小野田市議会議員 河 崎 平 男
〃 山陽小野田市議会議員 石 田 清 廉
〃 山陽小野田市議会議員 下 瀬 俊 夫
〃 山陽小野田市議会議員 矢 田 松 夫

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例
山陽小野田市議会委員会条例（平成17年山陽小野田市条例第209号）の
一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「成長戦略室」を「大学推進室」に改める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p>総合政策部の所管に属する事項</p> <p>文化・スポーツ振興部の所管に属する事項</p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p><u>大学推進室</u>の所管に属する事項</p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p>総合政策部の所管に属する事項</p> <p>文化・スポーツ振興部の所管に属する事項</p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p><u>成長戦略室</u>の所管に属する事項</p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2)～(4) 略</p>